



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1198	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請	(環境管理課)..... 1
1199	瀬戸内海環境保全特別措置法第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可申請	( " )..... 3
1200	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)..... 4
1201	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課)..... 4
1202	"	( " )..... 5
1203	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	(森林整備課)..... 6
1204	地籍調査の成果の認証	(用地対策課)..... 6
1205	"	( " )..... 6
1206	"	( " )..... 7
1207	"	( " )..... 7
1208	"	( " )..... 8
1209	"	( " )..... 8
1210	道路の区域変更	(道路保全課)..... 8
1211	道路の供用開始	( " )..... 9
1212	道路の区域変更	( " )..... 9
1213	道路の供用開始	( " )..... 9
1214	道路の区域変更	( " )..... 10

### ○ 収用委員会告示

11	土地収用法による裁決手続開始の決定	..... 10
----	-------------------	----------

## 告 示

### 和歌山県告示第1198号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

令和3年12月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名  
住所 和歌山県橋本市神野々1225-2  
氏名又は名称 東陽染業株式会社 代表取締役 西本敬司
- (2) 工場又は事業場の所在地及び名称  
所在地 和歌山県橋本市神野々1225-2

名称 東陽染業株式会社

(3) 特定施設に関する事項

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和3年12月7日から同月27日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び橋本市水道環境部生活環境課

別表1

種類	基数	能力	使用開始 予定年月 日	1日当 たりの 使用時 間	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態								
					区 分	汚水等 の量 (m <sup>3</sup> /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)
第19号ト 染色施設	1	50kg/日	許可後	8時間	通常	9	9	72	74	84	4	2	11
					最大	70	12	116	114	118	20	10	30
第19号ト 染色施設	1	1kg/回	許可後	8時間	通常	1	9	72	74	84	4	2	11
					最大	2	12	116	114	118	20	10	30
第19号ト 染色施設	1	1kg/回	許可後	8時間	通常	1	9	72	74	84	4	2	11
					最大	2	12	116	114	118	20	10	30
第19号ト 染色施設	1	1kg/回	許可後	8時間	通常	1	9	72	74	84	4	2	11
					最大	4	12	116	114	118	20	10	30
第19号ニ 精練機	1	20kg/回	許可後	2時間	通常	3	9	72	74	84	4	2	11
					最大	26	12	116	114	118	20	10	30

別表2

種類及 び形式	構造	主要 寸法 (m)	能力 (m <sup>3</sup> /日)	汚水等 の処理 方式	設置年月 日又は使 用開始予 定年月日	汚水等の処理施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態									
						区 分	汚水等 の量 (m <sup>3</sup> /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	
排水処 理施設	RC造	W8.5 × L19.7 × H6.4	1,000	自動中 和、ば っ気(酸 化) 方式	S52.8.1	通常	処理前	158.1	5.6	100	100	60	10	5	10
							処理後	158.1	6.5- 6.9	42	42	19	4	2	4
							処理最 前	900	5.8	115	115	120	20	10	15

						大													
						処理後	900	6.5-6.9	63	63	41	10	5	8					

別表3

排水口名	排水水の量及び汚染状態								
	区分	汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)
排水口No. 1	通常	158.1	6.5-6.9	42	42	19	4	2	4
	最大	900	6.5-6.9	63	63	41	10	5	8

和歌山県告示第1199号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

令和3年12月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名  
住所 和歌山県橋本市神野々1225-2  
氏名又は名称 東陽染業株式会社 代表取締役 西本敬司
- (2) 工場又は事業場の所在地及び名称  
所在地 和歌山県橋本市神野々1225-2  
名称 東陽染業株式会社
- (3) 特定施設に関する事項  
別表1のとおり
- (4) 汚水等の処理施設に関する事項  
別表2のとおり
- (5) 排水水の汚染状態及び量  
別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間  
令和3年12月7日から同月27日まで
- (2) 場所  
和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び橋本市水道環境部生活環境課

別表1

種類	基数	能力	使用開始 予定年月 日	1日当 たりの 使用時 間	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態								
					区分	汚水等 の量 (m <sup>3</sup> /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)
第19号ト 染色施設	1	180kg/ 回	許可後	2時間	通常	5	4.5	69	74	84	4	2	11
					最大	29.5	4.5	114	114	118	20	10	30

別表2

種類及び形式	構造	主要寸法(m)	能力(m <sup>3</sup> /日)	汚水等の処理方式	設置年月日又は使用開始予定年月日	汚水等の処理施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態									
						区分	汚水等の量(m <sup>3</sup> /日)	pH	BOD(mg/L)	COD(mg/L)	SS(mg/L)	T-N(mg/L)	T-P(mg/L)	n-Hex(mg/L)	
排水処理施設	RC造	W8.5 × L19.7 × H6.4	1,000	自動中和、ばっ気(酸化)方式	S52.8.1	通常	処理前	158.1	5.6	100	100	60	10	5	10
							処理後	158.1	6.5-6.9	42	42	19	4	2	4
						最大	処理前	900	5.8	115	115	120	20	10	15
							処理後	900	6.5-6.9	63	63	41	10	5	8

別表3

排水口名	排水水の量及び汚染状態								
	区分	汚水等の量(m <sup>3</sup> /日)	pH	BOD(mg/L)	COD(mg/L)	SS(mg/L)	T-N(mg/L)	T-P(mg/L)	n-Hex(mg/L)
排水口No. 1	通常	158.1	6.5-6.9	42	42	19	4	2	4
	最大	900	6.5-6.9	63	63	41	10	5	8

和歌山県告示第1200号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和3年12月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3021700 954	グループホームすみれ	紀の川市貴志川町丸栖1662番地	共同生活援助	特定なし	株式会社ケアパートナーズ	紀の川市東大井77-11	令和3.12.1

和歌山県告示第1201号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年12月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イズミヤ和歌山店

和歌山県和歌山市新生町7番20号

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社エイチ・ツー・オー商業開発 代表取締役 今井康博

大阪府大阪市西成区花園南一丁目4番4号

- 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 縦覧図書のとおり

(変更後) 縦覧図書のとおり

- 4 変更年月日

令和3年7月1日ほか

- 5 変更した理由

小売業者の変更のため

- 6 届出年月日

令和3年11月8日

- 7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市産業交流局産業部商工振興課 (和歌山市七番丁23番地)

- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和3年12月7日から令和4年4月7日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

#### 和歌山県告示第1202号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年12月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イズミヤスーパーセンター紀伊川辺店

和歌山県和歌山市川辺220番

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橘正喜

東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

- 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 縦覧図書のとおり

(変更後) 縦覧図書のとおり

- 4 変更年月日

令和3年7月1日ほか

5 変更した理由

小売業者の変更のため

6 届出年月日

令和3年11月8日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和3年12月7日から令和4年4月7日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

### 和歌山県告示第1203号

令和3年和歌山県告示第1087号（以下「告示第1087号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和3年12月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不分明である通知の相手方

溝口武雄

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1087号のとおり

### 和歌山県告示第1204号

和歌山県和歌山市黒田・新在家の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年12月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県和歌山市

2 調査を行った時期

平成31年4月1日から令和3年3月18日まで

3 成果の名称

和歌山県和歌山市黒田・新在家の各一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県和歌山市黒田・新在家の各一部地区

5 認証年月日

令和3年11月25日

### 和歌山県告示第1205号

和歌山県有田市宮崎町の一部等2単位区域における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年12月7日

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県有田市
- 2 調査を行った時期  
平成29年4月1日から令和2年3月17日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県有田市宮崎町の一部等2単位区域の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県有田市宮崎町の一部等2単位区域
- 5 認証年月日  
令和3年11月25日

**和歌山県告示第1206号**

和歌山県西牟婁郡白浜町才野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年12月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期  
平成31年4月1日から令和3年1月18日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県西牟婁郡白浜町才野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県西牟婁郡白浜町才野の一部地区
- 5 認証年月日  
令和3年11月25日

**和歌山県告示第1207号**

和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年12月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県西牟婁郡上富田町
- 2 調査を行った時期  
平成31年4月1日から令和3年3月29日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬の一部地区
- 5 認証年月日  
令和3年11月25日

和歌山県告示第1208号

和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年12月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県西牟婁郡上富田町
- 2 調査を行った時期  
平成31年4月1日から令和3年3月29日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬の一部地区
- 5 認証年月日  
令和3年11月25日

和歌山県告示第1209号

和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年12月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県西牟婁郡上富田町
- 2 調査を行った時期  
平成31年4月1日から令和3年3月29日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬の一部地区
- 5 認証年月日  
令和3年11月25日

和歌山県告示第1210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年12月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考



東牟婁郡古座川町大川字三ツ嶋 920番1地先から同町大川字三ツ 嶋923番4地先まで	旧	6.78 } 14.86	100.00	
同上	新	10.57 } 18.18	100.00	

**和歌山県告示第1211号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年12月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町大川字三ツ嶋920番1地先から同町大川字三ツ嶋923番4地先まで

供用開始の期日 令和3年12月7日

**和歌山県告示第1212号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年12月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町鶴川字宮下23 5番2地先から同町鶴川字洞地10 4番2地先まで	旧	6.47 } 9.20	200.00	
同上	新	9.68 } 16.29	200.00	

**和歌山県告示第1213号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年12月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町鶴川字宮下235番2地先から同町鶴川字洞地104番2地先まで

供用開始の期日 令和3年12月7日

和歌山県告示第1214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年12月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 龍神十津川線

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考 メートル
田辺市龍神村殿原字大網代1320番1地先から同市龍神村殿原字谷口1051番1地先まで	旧	4.78 } 31.42	113.20	大網代隧道 L=56.00
同上	新	4.78 } 31.42	113.20	大網代隧道 L=56.00
同上	新	10.13 } 104.74	208.55	新道

収用委員会告示

和歌山県収用委員会告示第11号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、令和3年11月25日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

令和3年12月7日

和歌山県収用委員会会長 石倉誠也

1 起業者の名称 国土交通大臣

2 事業の種類 一般国道42号改築工事（すさみ串本道路）並びにこれに伴う附帯工事及び町道付替工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

（次表のとおり）

裁決手続開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人				
所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
		登記簿	現況	登記簿	実測							
和歌山県東牟婁郡串本町和深字赤瀬平見	2935番44	雑種地	宅地	115	115.73	90.72	2.14	不明 ただし、土地登記記録上の名義人 三共開発株式	東京都渋谷区	—	—	—

								会社	宇田川町4番7号			
								代表清算人	代表清算人の住所			
								肱岡勇夫	滋賀県大津市池の里15番3号			
								又は、 和解調書上の 所有者				
								山崎竹春	東京都文京区本駒込5丁目4番4-204号			